

① アルハングルスコエ草案 1

(ロシア連邦憲法委員会作業過程案。1990年9月28日)

KK 資料集 5巻 181-199 頁

憲法委員会作業グループおよび専門家グループの草案

議会テストおよびバリアント付

## ロシア連邦憲法（基本法）

<憲法の構成>

前文

第1編 ロシア連邦の憲法体制の原則

1. 国家主権
2. 人民権力（主権）
3. 最高の価値としての人および人権
4. 政治的およびイデオロギー的複数主義
5. 権力分立
6. 法および憲法の最高性
7. 自由で法的な経済
8. 普遍的な福祉に向けた社会政策
9. 連邦編成の原則
10. 主権国家共同体におけるロシア連邦
11. ロシア連邦—開かれた世界共同体の一員
12. 憲法体制の原則の安定性

第2編 人と市民の権利、自由および義務

- 1章 総則
- 2章 個人的権利
- 3章 個人の権利の憲法的保証
- 4章 社会的および政治的権利
- 5章 国籍

第3編 市民社会

- 1章 所有、労働、企業活動
- 2章 家族および婚姻
- 3章 教育および文化
- 4章 マスメディア
- 5章 宗教および宗教団体
- 6章 社会団体および政党

第4編 連邦構造

- 1章 ロシア連邦の構成主体
- 2章 ロシア連邦の領域
- 3章 ロシア連邦への加入および脱退
- 4章 条約加盟共和国の権限

5章	ロシア連邦の排他的権限
6章	国籍
7章	言語
第5編	国家権力のシステム
1章	国家の目的および任務
2章	国家権力の最高機関
3章	議会（国家会議）
4章	大統領および副大統領
5章	政府
6章	裁判権
7章	地方自治（名称は変更の可能性も？）
8章	非常事態
第6編	雑則
第7編	移行規定

#### （前文）

われわれ、この大地にあって歴史的な運命と生活を共にしたロシア連邦の多民族からなる人民は、災いと苦悩のなかにあって、幸福と公正に対する明るい確信を有し、われわれにその確信を与えてきた祖先に想いをはせ、

わが国同胞の現在および未来の世代に対する高い責任を自覚し、

わが国における人の自由、権利権および豊かな〔価値ある〕生活を承認し、

市民的平和と民族間の同意を保障し、

社会を再生し、

揺るぎのない民主的なロシア国家にする確固たる決意をもって、

ここにこの憲法を採択し、これをわれわれの社会とわれわれの国家の基本法とみなすものである。

### 第1編 ロシア連邦の憲法の諸原則

#### 第1.1条 国家主権

ロシア連邦は、歴史的にこの地に統合した諸民族の、主権的で、民主的かつ社会的な法治国家である。ロシア連邦は、共和国である。それは、自国領土と国民的富に対する最高の権利を有し、その内外政策を独立して決定し、それを遂行し、その領域において最高性を有する憲法および法律を採択する。

#### 第1.2条 人民権力

① ロシア連邦の主権の担い手およびその国家権力の唯一の源泉は、ロシアの多民族からなる人民である。〈バリアント；以下を追加「人民は、憲法を制定し、それを改正する排他的権利を有する。その他の場合、」（以下、テキストどおり）人民は、立法、執行および裁判の諸機関を通し、ならびに憲法の定める携帯と範囲で直接に国家権力を行使する。

② 人民のいかなる部分も、いかなる組織、機構または個々人も、この権力を横奪することはできない。権力の篡奪は、もっとも重大な犯罪である。

③ ロシア連邦市民は、他の手段を利用することができない場合には、憲法上の民主的体制および法治国家を取り除こうとする者すべてに対して抵抗する権利を有する。

④ 代表制機関の選挙は、候補者の自由な推薦のもとに普通、平等、直接の選挙権に基づく民主的な方法により、秘密投票でこれを行う。あらゆる選挙制の公務員の任期は、これを制限する。

### 第 1.3 条 最高の価値としての人および人権

① 人ならびに人の生命、名誉、尊厳および自由、人身の不可侵、自然的でかつ奪うことのできない権利は、最高の価値である。

② 人権に関する憲法の諸規定は、一般に認められた国際法の諸原則および諸規範にしたがってこれを解釈しなければならない。

③ 国家は、市民および社会に奉仕する。市民は、法律の枠内で、自己の権利をもっぱら独立してこれを行使する。人および市民の権利を擁護し保障し、民主的な憲法体制、適法性および法秩序を維持することは、国家の義務である。

### 第 1.4 条 政治的複数主義

① ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的複数主義に基づいてこれを実現する。政治的複数主義は、独裁および全体主義と共に存できない。

② いかなるイデオロギーも、これを公式の国家イデオロギーとすることはできない。

③ 政党、その他の団体は、憲法の基本原則の枠内で創設され、行動する。住民の一部を他の部分に追い立て（迫害し）、人種的、民族的、社会的、宗教的な敵意または憎悪を宣伝し、民主的憲法体制の転覆、複数主義的な民主主義（民主主義的多元主義）および法治国家に対する反対を呼びかけ、自己の活動およびその支持者の活動において暴力を用いる政党およびその他の団体は、これを禁止する。

④ 国家の勤務、軍隊および法保護機関における政党の組織はこれを禁ずる（バリアント B：「ならびに国有企業および教育・養育施設」を加える）。政党組織の決定は、国家機関、国有企業またはその職員・従業員にとって、その職務上の義務を遂行するにあたって、義務的効力を有するものではない。

### 第 1.5 条 権力分立

① ロシア国家は、立法、執行および裁判権力の分立および均衡の原則、ならびに連邦権力と地方自治機関の権限の分立（区分）に基づく。

② 国家元首（バリアント B：「および執行権力」を追加）は、大統領である。

③ 立法権は、議会（国家会議）に属する。

④ 執行権は、議会に対して責任を負う政府—ロシア連邦大臣会議（バリアント B：この項なし）がこれを行使する。

⑤ 裁判は、裁判所のみがこれを行う。裁判権は、市民的平和、個人の権利および自由の擁護者として、社会における公正と法の勝利を保障する。

### 第 1.6 条 法および憲法の最高性

① 国家、そのすべての機関および公務員は、法と憲法体制に拘束される。

② ロシア連邦憲法は、共和国の最高法規である。この憲法の規定に反する法律およびその他の法的アクトは、法的効力をもたない。法律は、法的なものでなければならない *Закон должен быть правовым*。憲法の諸規範は、直接効力を有する。

③ ロシア連邦が承認する条約および国際協定は、共和国の法の一部を構成する。

### 第 1.7 条 自由で法的な市場経済

① 経済的な恵み（成果）は、私人、その団体および国家にこれを帰属させることができる。ロシア連邦における経済生活は、すべての種類、形態の所有の同権および所有者の法律上の平等に基づく

く。所有および相続の権利は、法律によってこれを保護する。

② 経済の基礎は、自己の財産および国家的（国民的）福祉を豊かにする自由な企業家、企業である。所有は、義務をともなう；経済活動の参加者は、社会的機能を果たし、所有は、人の権利、自由および尊厳を害する形でこれを使用することはできない。

③ 市場、自由な経済的イニシアティヴ、競争、これが経済における主要な規制者である。国家は、経済活動の規制に参加する。

④ 市民と国家、消費者と生産者、労働者と雇用者の間の社会的パートナーシップが、経済活動の自由の条件である。

### **第 1.8 条 普遍的な福祉に向けた社会政策**

① 国家は、普遍的な福祉のために社会的な民主主義と公正の原則に基づいてその活動を行う。ロシア連邦の各市民に対する機会の平等の保障は、国家的な社会的保証のシステムの発展をとおして行われる。

② 社会的領域における国家の基本的義務は、各個人の創造的潜在能力の発揮をとおして、国内において、住民のすべての階層にしかるべき生活水準を保障する条件を整備することである。

③ ロシア連邦は、人々の労働と健康を保護し、家族と子ども、障がい者と高齢者について配慮し、しかるべき収入を自身では受取ることのできない市民に対し、所定の最低生活費の生活水準を保障する。

④ 国家は、人間的な人口政策を実施し、社会の社会・経済的および文化的発展のために必要な条件を整備し、エコロジー的安全と合理的な自然利用を保障する。

### **第 1.9 条 連邦編成の原則**

① ロシア連邦には、連邦原則に基づいて、条約加盟共和国が結合する。民族・領域的および領域的単位（形成）が、条約加盟共和国となることができる。これらのすべてが、同権、自決および社会・経済的、政治・法的、民族・文化的な発展の道と方法の自由な選択に基づいて、ロシア連邦に加入する。

② 条約加盟共和国は、自己の国内生活の諸問題を自ら解決し、この憲法が連邦の管轄としていない部分で、その領域内において、権力の全権（立法、執行、裁判権力）を有する。その管轄外においては、連邦法令が、条約加盟共和国の法律に優位する。

③ ロシア連邦においては、すべての民族の権利が尊重される。国家は、その権利の実現において民族的マイノリティを支援する。

### **第 1.10 条 主権国家共同体におけるロシア連邦**

① ロシア連邦は、他の共和国（国家）との条約に基づいて、共同体またはその他の同盟に自発的に結合することができる。その場合、ロシア連邦は、その権利の一部を共同の共通事項の遂行のために共同体（同盟）に委譲する。ただし、この共通の事項の実現をコントロールし、それに参加する自己の権利を留保する。ロシア連邦の主権は、揺るぎないものである。ロシア連邦は、共同体（同盟）から自由に脱退する権利を保持する。

### **第 1.11 条 開かれた世界共同体におけるロシア連邦**

① ロシア連邦は、その外交政策において、諸国民の権利および自由を尊重し、国際法の一般に承認された諸原則および諸規範にしたがう。それは、全人類的価値に基づいた普遍的で公正な平和、およびすべての国と緊密で実務的かつ互恵の協力を追求する。ロシア連邦は、グローバルな問題の解決に積極的に協力する。

② 法の支配に基づく開かれた国際的共同体の創設を支持する立場から、ロシア連邦は、国際組織、集団安全保障システム、同盟および複数国家間組織に加入し、その権限のしかるべき部分をこれらに委譲することができる。

#### 第 1.12 条 憲法体制の原則の安定性

以上に掲げるロシア連邦の憲法体制の基本原則は、これを廃止することはできない。

### 第 2 編 人および市民の権利、自由および義務

#### 第 2-1 章 総則

##### 第 2.1.1 条

- ① 人権利は、不可侵にして、これを奪うことはできない。
- ② 何人も、法律による場合を除き、人のいかなる権利であれ、それを奪い、またはいかなる期間であれその権利を制限することはできない（バリアント B；「他の人々の尊厳および権利を保護するために」）。
- ③ 戒厳令および非常事態の場合の人と市民の権利の制限の範囲は、この憲法によってこれを定める。
- ④ 特定の権利および自由の憲法または法律への列挙が、人と市民を保護するその他の権利を軽んずるために利用されてはならない。

##### 第 2.1.2 条

- ① ロシア連邦市民は、民族的帰属、社会的出自、財産状態もしくは職業上の地位、居住地、言語、性、宗教に対する態度、政治的およびその他の信条、政党への帰属の如何にかかわらず、権利の平等を保証される。
- ② 市民は、法律の下に平等であり、いかなる差別もなく、法律の平等の保護を受ける権利を有する。

##### 第 2.1.3 条

市民は、一般に認められた個人の権利および自由に反しないかぎり、自己の利益およびその充足の手段の選択において自由である。

##### 第 2.1.4 条

- ① ロシア連邦市民は、ロシア連邦憲法および法律を遵守しなければならない。
- ② ロシア連邦市民、外国人および無国籍者の権利および自由の実現は、他人の法的利益もしくは権利を侵害してはならず、現存の社会体制の暴力的な変更、ならびに人種的、宗教的、社会的および民族的不寛容の扇動と戦争宣伝を目的とするものであってはならない。

##### 第 2.1.5 条

人および市民の権利は、その権利はその性格上認められるかぎりで法人にもこれを認める。

##### 第 2.1.6 条 (条文なし?)

### 第 2-2 章 個人的権利

#### 第 2.2.1 条

各人は、生存の権利を有する。何人も、生命を奪われ、または人の尊厳を侮辱するような刑罰を受けることはない。死刑は、個人（人格）に対する重大な犯罪に対する刑罰の特別措置として、陪審裁判の判決によってのみこれを宣告することができる。（バリアント B：本条を削除）

#### 第 2.2.2 条

ロシア連邦市民には、その私生活および家族生活への干渉、ならびに通信、電話、電信およびそ

の他のコミュニケーション手段の秘密が保証される。例外は、刑事事件に関する裁判所の決定がある場合にのみ、これを認める。

### 第 2.2.3 条

① ロシア連邦市民は、住居の不可侵を保証される。何人も、居住者の意思に反して住居の捜査および検査を行い、またはその他の方法によって法律に定める場合でその手続によることなく住居の不可侵を侵害する権利を有しない。

② 捜査令状は、生起した刑事事件の調査に関連する十分な証拠がある場合に、裁判所がこれを発行する。

### 第 2.2.4 条

ロシア連邦市民は、連邦内における移転の自由、居住地および滞在地の選択の自由、ならびにロシア連邦を出国し、または帰国する権利を保証される。

### 第 2.2.5 条

良心の自由、信仰の自由、信条の自由は、ロシア連邦市民の奪われることのない権利である。

### 第 2.2.6 条

① ロシア連邦市民は、自己のエスニックな自意識および感情に発する民族自決の自由、すなわち自己の民族的帰属を決定する権利、ならびに民族の伝統的な呼称（自称）を使って民族的自決について伝える（あるいはそのような交通を抑制する）権利を保証される。

② 何人も、民族的帰属の決定またはその表明を市民に強制することはできない。

## 第 2-3 章 個人の権利の憲法的保証

### 第 2.3.1 条

何人も、法律の定める手続によることなく、何らかの違法行為の遂行において有罪とされ、または責任を問われることはない。

### 第 2.3.2 条

① 各人は、人身の自由および不可侵の権利を有する。

② 何人も、拷問または残酷なあるいはその尊厳を傷つけるような待遇および刑罰を受けることはない。

③ 勾留は、市民の有罪の証拠がある場合にもっぱら裁判所の決定に基づき、違法行為における具体的な被疑事実を提示したのちに、これを認める。保全措置としての勾留の期間は、9ヶ月を超えることはできない。犯罪における容疑者の逮捕が猶予なき場合、法律の定めるすべての場合に、72時間を超えない範囲でこれを行うことができる。この期間が経過した場合で勾留についての裁判所の決定がない場合は、逮捕された者はただちに釈放される。違法な勾留または逮捕；肉体的または精神的な暴力；私生活への違法な介入；住居不可侵、通信、電話および電信の秘密の侵害、その他の法律違反による証拠の取得は、これを認めない。

### 第 2.3.3 条

① ロシア連邦は、人と市民のすべての権利および自由の裁判的保護を保証する。法律に違反し、市民の権利を害する権限の愉悦による公務員、国家機関および社会団体の行為は、これを裁判所に訴える（申し立てる）ことができる。

② 申し立ては、裁判手続により、法律の定める期間内にこれを審理しなければならない。申し立てた者に害を及ぼす、または訴えられた者の利益のためになされる申し立てはこれを認めない。

#### 第 2.3.4 条

何人も、本人自身および近親者に反する釈明および証言を強制されることはない。

#### 第 2.3.5 条

被疑者または被告人の地位を悪くする刑法または刑事訴訟法は、遡及効を有しない。何人も、その行為がなされた時点でその行為が連邦法律により違法とされていない場合には、責任を問われることはない。同様に、違法行為がなされた時点で適用される責任以上により重い責任を適用されることはない。その行為がなされた後に、責任がなくなるか軽減された場合には、新しい法律が適用される。

#### 第 2.3.6 条

何人も、同一の違法行為につき重ねてその責任を問われることはない。

#### 第 2.3.7 条

裁判外の制裁はこれを認めない。ロシア連邦市民は、裁判所の有罪判決による場合のほかに、流刑（居住地指定）追放またはその他の自由の制限を受けることはなく、選挙権、年金受給権、称号および国家賞を受ける権利を奪われることはない。

#### 第 2.3.8 条

- ① ロシア連邦市民は、資格のある者による法律援助を利用する権利を保証される。法律の定める場合、法律援助は、国庫の負担により、これを無償で与えられる。
- ② ロシア連邦においては、違法行為に関する問題の審理のつき当事者主義の手続が定められる。責任を追及される各人には、弁護士またはその他の代理人の法律援助を含め、違法行為の被疑事実（起訴）から擁護するための法律が定めるすべての手段と方法を利用する実際的な機会を与えられる防御権が保障される。これらの規定に違反してなされた決定およびアクトは、無効とみなされる。

#### 第 2.3.9 条

自由剥奪の刑の判決を受けた者は、服役期間中、法律が定め、裁判所の判決による制限を除き、この憲法の定めるすべての権利を享受する。

#### 第 2.3.10 条

ロシア連邦市民は、国庫により、国家機関およびその職員の職務執行上なされた違法行為に起因する物的および精神的損害の補償を受ける権利を有する。

#### 第 2.3.11 条

- ① 権利および自由の遵守ならびにその実現の諸条件に対する監督は、ロシア連邦議会人権問題国家コミサールがこれを行う。
- ② 国家コミサールは、ロシア連邦議会によって任命され、議会に対して報告義務を負い、議会不逮捕特権（不可侵の身分保証）を与えられる。

### 第 2-4 章 社会的権利

#### 第 2.4.1 条

ロシア連邦市民は、自決権を含む、社会および国家の事項の管理に参加する権利を有する。

#### 第 2.4.2 条

言論の自由はこれを保証する。市民は、自由に、任意の形態で、自己の見解を表現し、それを広めることができる。

#### 第 2.4.3 条

- ① ロシア連邦市民は、完全かつ信頼にたる社会的に有用な情報を受け取る権利を有する。

- ② 国家機関、社会団体、公務員は、市民に対してその権利および利益にかかる文書、決定およびその他の資料を知る機会を保障しなければならない。
- ③ 市民の虚偽情報の流布は、その責任を追及される。
- ④ 良心、名誉の保証、個人と家族の秘密、職業上および商業上の秘密、ならびに法律の定める国家秘密の情報の制限リストの保管を理由とするこれらの権利こうしにおける制約条件は、法律によってこれを定める。

#### 第 2.4.4 条

集会の自由は、これを保証する。市民は、公共の場所において、平和的にかつ武器を携帯しないで自由に集会し、大衆集会、街頭更新およびデモンストレーションを組織し、参加することができる。

#### 第 2.4.5 条

団結の自由は、これを保証する。ロシア連邦市民は、社会団体および政治的もしくは非政治的性格をもつその他の連合に自由に団結する権利を有する。政治的目的をもつ武装団体の創設は、これを認めない。

#### 第 2.4.6 条

市民は、国家機関に対して個人的または集団的な請願を行う権利を有する。合法的に提出された請願は、国家機関によって所定の期間内にその検討およびしかるべき決定がなされなければならない。

#### 第 2.4.7 条

市民は、国家的勤務に就業する平等の権利を有する。国家勤務員の職の候補者に求められる要請は、職務上の義務の性質のみをその要件とする。

### 第 2-5 章 国籍

#### 第 2.5.1 条

- ① ロシア連邦の国籍は、法律にしたがってこれを取得し、保持し、喪失する。
- ② ロシア連邦の国籍の剥奪および市民の国外追放は、これを禁止する。

#### 第 2.5.2 条

① 国家、すべての国家機関および公務員は、市民の権利に対するあらゆる侵害の企てからこれを保護しなければならない。

② ロシア連邦の市民には、共和国の領域において保護され、国家は、国外において自国の市民の庇護のためにそのすべての権威を駆使し、そのすべての権利を擁護しなければならない。

〈バリアント B；ロシア連邦市民に対し、共和国の領域および国外において、保護と庇護を保証される。〉

#### 第 2.5.3 条

- ① ロシア連邦の国籍は、それがロシア連邦の法律および国際的義務に抵触しない場合には、同時に他の国家の国籍を有することを排除しない。
- ② 外国の市民および無国籍者は、法律の定める例外を除き、この憲法に定めるすべての権利を享受する。

### 第 3 編 市民社会

#### 第 3.0 条

ロシア連邦憲法は、基本原則を保証し、自由で開かれた市民社会の諸関係および制度を保護し、

その効果的な自己組織および発展のための諸条件を整備する。

### 第3-1章 所有、労働、企業活動

#### 第3.1.1条

- ① 奪われることのない自然的な所有権は、個人の利益と自由の保証であり、その道徳的、合理的な利用を前提とする。
- ② 所有は、義務をともなう。財産所有者は、その利用につき社会に対して責任を負い、人の権利、自由および尊厳、社会の財（福祉）に損害を与えるものであってはならない。

#### 第3.1.2条

- ① 私人、個人の団体、国家は、財産所有者となることができる。すべての財産所有者は、法律上、同権であり、等しく法律の保護を受ける。国家の所有は、全人民の財産である。
- ② 市民および法人<バリアント B ;「政府機関およびその他の国家機関、自治機関を含め、」>は、平等の根拠に基づいて財産を取得する。所有権は、不可侵である。

#### 第3.1.3条

しつかりした根拠があり、客観的な事実に裏づけられた社会的必要を理由とした財産の<バリアント ;「合法的に取得した」>強制収用は、法律の定める条件および手続が遵守され、事前の完全な補償がある場合にのみ、これを認める<バリアント B ;「財産所有者に対する等価の収入を保障する」)。

#### 第3.1.4条

- ① 労働は自由である。すべての市民は、自由に選択し、自由に締約した労働により収入を得る（稼ぐ）機会を与えられる権利、自らの判断位より職業、仕事の種類、働く場所を、能力、職業訓練および社会的需要の考慮にしたがって選択する権利、公正で快適な労働条件を求める権利、失業からの社会的保護を求める権利を有する。
- ② 強制労働は、これを禁止する<バリアント B ;「刑法および非常事態法に定める場合を除き」>。

#### 第3.1.5条

- ① 労働者は、その労働の量と質に応じ、尊厳ある生活を保障するに十分な報酬を受け取る権利を有する。労働者の労働に対する報酬は、当該地域における所定の最低生活費を下回るものであってはならない。
- ② 各人は、同一労働同一賃金の権利を有する<バリアント ;本条第2項削除>。
- ③ 法律によって、この憲法の定める社会的権利の保障ならびに自由で尊厳ある労働の保証に関する雇用主の義務を定めるものとする。

#### 第3.1.6条

最大限の継続労働時間、最小限の週休、有給の定期的休暇、その他の社会的に有用な休息の権利の行使の条件および雇用労働の社会的保証は、連邦の組織法によってこれを定める。

#### 第3.1.7条

労働者の経済的利益の擁護、労働条件の保護およびその改善のために、労働組合組織（労働組合）はこれを自由に設立することができる。労働組合は、そのメンバーを代表し、参加当事者にとって義務的効力を有する労働協約を締結することができる。

#### 第3.1.8条

- ① 労働者と使用者のあいだの個人的または集団的な労働紛争の解決は、法律によってこれを規制する。

② ストライキの権利はこれを認める。この権利の例外、ならびにストライキおよびロックアウトの実施の条件および手続は、法律によってこれを定める。

### 第 3.1.9 条

- ① 企業活動の自由は、法律によってこれを認め、保証する。
- ② 企業活動（営利目的の独立した経済活動）の権利は、私人もしくはこの目的で設立された市民の団体、国有企业および地方自治機関の企業に対し、これを認める。
- ③ 企業家の間の関係は、契約によってこれを規制する。国家は、契約を自由に締結し、その契約にかかる紛争を裁判所で争う権利を保証する。
- ④ 企業活動の手続および形態、企業家同盟の設立、企業家の国家機関または地方自治機関に対する義務は、法律によってこれを定める。

### 第 3.1.10 条

社会および国家は、消費者の利益を擁護する。

### 第 3.1.11 条

国家は、反独占法令を制定し、その遵守を監督する。

### 第 3.1.12 条

外国の組織または市民は、ロシア連邦の領域において、法律の定める条件で企業活動を行うことが許される。

## 第 3-2 章 家族および婚姻

### 第 3.2.1 条

男性と女性は、人種、民族、宗教、ならびに社会的地位または財産状態における差異の如何にかわらず、結婚し、家族をつくる同等の権利を有する。

#### <バリエント B>

男性と女性は、人種、民族、宗教、ならびに社会的地位または財産状態の如何にかわらず、登録婚または事実婚の家族的結合 *семейный союз* を行う。

### 第 3.2.2 条

婚姻は、結婚する両当事者の自由かつ完全な同意があり、両者が同権である場合にのみ、成立する。

#### <バリエント B>

かかる家族的結合は、結婚する当事者双方の自由かつ完全な同意の下でのみ、これを締結することができる。

### 第 3.2.3 条

婚姻の形態、結婚年齢および結婚するためのその他の条件、夫婦の権利および義務、婚姻解消の事由および手続、ならびにその停止〔離婚〕の結果は、法律によってこれを定める。

### 第 3.2.4 条

家族は、社会の基礎的かつ自然的な細胞であり、法律の保護の下にある。社会と国家は、家族、母性および子どもを保護する。

### 第 3.2.5 条

- ① すべての子どもは、親の出身および身分の如何にかわらず、法律の前に平等である。
- ② 婚外子は、婚姻により生れた子どもと同等の権利を享受する。

### 第 3.2.6 条

親は、結婚によりまたは婚姻外に生れた子どもが成人に達するまでその子どもを扶養しなければならない。親は、その子どもを養育する第 1 義的責任を負う。

### 第 3.2.7 条

- ① 子どもは、社会および国家から手厚く配慮される権利を有する。
- ② 孤児および親の後見を失った子どもの扶養、教育および養育に関してあらゆる配慮をすることは、国家および社会全体の任務である。国家は、これらの子どもに対する慈善事業を奨励し、援助する。

### 第 3.2.8 条

親および法律上の後見人は、自分の信条にしたがって、その未成年の子どものために、社会的に確立した要請に反しない養育および基礎的な教育を選択する自由を認められる。

### 第 3.2.9 条

成人した子どもは、自分の親の世話をしなければならない。この義務を履行する条件および手続は、法律によりこれを定める。

## 第 3-3 章 養育および文化

### 第 3.3.1 条

文化および学術、研究および教育は自由である。社会の精神的領域における複数主義は、これを保障する。

### 第 3.3.2 条

家族、社会および国家における教育は、他人の尊厳、権利および自由を尊重する自由で道徳的な人格としての人間の形成を目的とする。教育は、すべての人に社会の教養のある文化的な成員となる機会を与えることを使命とする。

### 第 3.3.3 条

① 教育を行う機関および人は、社会のさまざまの社会的、エスニック、もしくは宗教的な集団の間の、または世界のすべての諸国民のあいだの寛容、相互理解および協力の承認を促進しなければならない。

② 教育は、市民に対して、自然的および文化的な環境の保全に対する責任感を育てるものでなければならない。

### 第 3.3.4 条

国家は、無償の基礎教育を保証する。基礎教育は、義務であり、普通一般教育である。中等教育および高等教育は、各人の能力に基づいてさまざまな形態でこれを<バリアント B;「奨励され、かつ」>受けることができる。能力がありその資格がある学生・生徒は、奨学金およびその他の種類の援助を受ける。

### 第 3.3.5 条

国家的な教育のシステムは、非宗教的（世俗的）性格を有する。

### 第 3.3.6 条

高等教育および中等教育の機関は、自治を有する。この自治の条件および範囲は、法律によってこれを定める。

### 第 3.3.7 条

団体または私人は、その機関の編成および活動が法律の要請にしたがう場合、学校（教育機関）

を設立し、これを指導する権利を有する。

#### 第 3.3.8 条

社会および国家は、文化的および芸術的な遺産を保管し、保護し、文化的、学術的創造を奨励し、文化および学術の成果の普及を促進し、市民が文化的生活に参加しましたは学術および文化活動の結果を利用する機会を保障する。

#### 第 3.3.9 条

学術上および技術上の創造、芸術的、文学的および文化的な活動の領域において、市民の著作権および法律上の利益は、不可侵であり、法律によって保護され、保証される。

#### 第 3.3.10 条

① 文化および学術の機関（施設）は、自主的な組織および活動の権利を有する。この自主権の行使の形態、手続および限度は、法律によってこれを定める。

② 基礎的な学術研究は、国家がこれを保障する。

#### 第 3.3.11 条

社会および国家は、文化、教育および学術の領域における国際交流の拡大および発展を促進する。

### 第 3-4 章 マスメディア

#### 第 3.4.1 条

① マスメディアは、自由である。検閲は、これを認めない。

② マスメディアは、憲法および法律の規範を侵した場合はその責任を問われる。

#### 第 3.4.2 条

国家的なまたは非国家的なマスメディアの存在は、これを認め、法律によって同等に保証する。その設立の手続および法的地位は、法律によってこれを定める。

#### 第 3.4.3 条

市民の社会団体および政党は、法律の定める量と手続において、国営のラジオおよびテレビ放送を利用する権利を有する。

#### 第 3.4.4 条

国家、社会団体、政党、その他の集団または個人によるマスメディアの独占は、これを禁止する。

### 第 3-5 章 宗教および宗教団体

#### 第 3.5.1 条

宗教および宗教団体は、国家からこれを分離する。

#### 第 3.5.2 条

さまざまな信仰〔宗教〕の信者およびその団体は、法の前に平等である。法律は、これらの宗教と国家の関係に関する手続を定める。国家は、いかなる宗教または無神論も特別扱いをすることはできない。

#### 第 3.5.3 条

法律の定める手続によって登録された宗教団体は、法人の権利を有する。この宗教団体は、独立して、その内部的事項を管理し、その保有する施設、その他の財産およびфондを使用する（バリアント；「文化、教育、啓蒙および慈善活動のために」を加える）。

## 第3-6章 社会団体および政党

### 第3.6.1条

利益を得ることを目的とする経済活動を行わない社会団体は、市民がその権利、自由および法的  
利益の共同の実現のためにこれを設立する。このような団体設立には特別の許可を必要としない。

### 第3.6.2条

社会団体の登録手続は、法律によってこれを規制する。社会団体の登録の拒否、解散または活動  
の停止は、もっぱら裁判所の決定がある場合にかぎりこれを行うものとする。

### 第3.6.3条

社会団体は、妨害を受けることなくその活動を行う。その活動の制限および禁止は、法律に基づ  
いて裁判所のみに課せられる。

### 第3.6.4条

社会団体は、自発的加入制および自治に基づいて行動する。

### 第3.6.5条

憲法上の機能を遂行するために必要な場合と範囲において、法律は、例外手続として、そのメン  
バーに一定の財政的およびその他の義務を負わせ、しかるべき国家機関の一定の権能を委譲された拘  
束メンバー制の形で、民主的に組織される会議所、同盟、参与会を設立することができる。

### 第3.6.6条

- ① ロシア連邦において、政党は、これを自由に設立し、活動を行う。
- ② 政党は、<バリアント；「社会の政治的意の形成および表現を促し、」>選挙に参加し、もっぱら  
民主的で合法的な方法によって国家の政策に影響を及ぼす。

### 第3.6.7条

政党は、自己の資金の財源について公表しなければならない。政党の結成条件、その登録手続、  
財政および財政報告の規則、ならびにその活動の制限、停止および禁止の手続は、法律によってこれ  
を定める。政党の活動の反憲法的な性格は、最高裁判所がこれを判断する(バリアント；「憲法裁判所」)。

### 第3.6.8条

一党制の政治システムの成立をもたらすような国家機関、政党およびその他の社会団体のアクト  
および行為は、反憲法的である。

- 完 -